

「事業用自動車総合安全プラン 2020」
の目標達成に向けて講じた施策

2020年7月6日

公益社団法人 日本バス協会

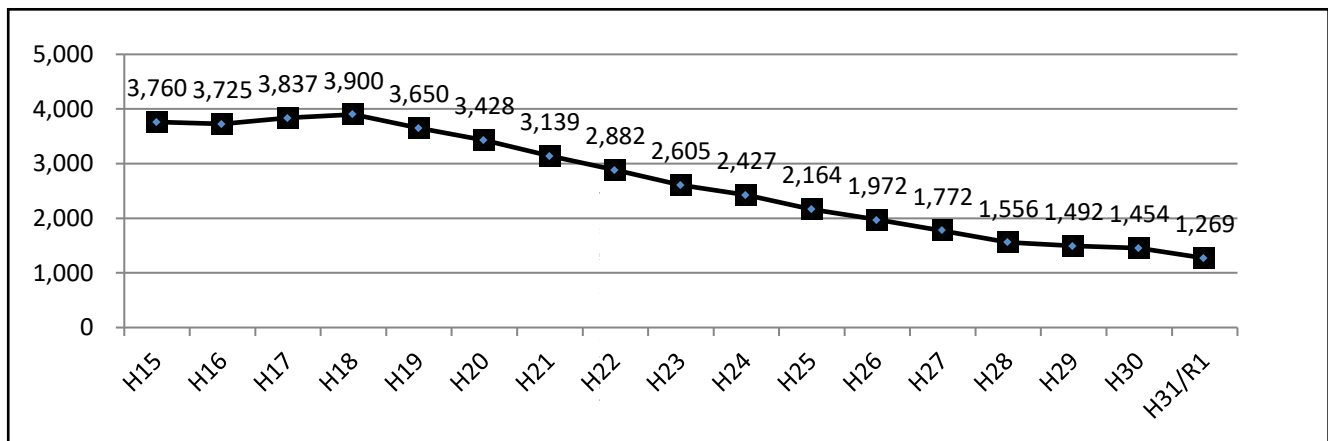


日本バス協会は、「事業用自動車総合プラン2020」を踏まえ、バス事業における総合安全プラン2020」を策定し、「①平成32年（令和2年）までに交通事故死者数をゼロとする。②平成32年（令和2年）までに人身事故件数を1,100件以下とする。③飲酒運転をゼロとする。」取組みを進めている。

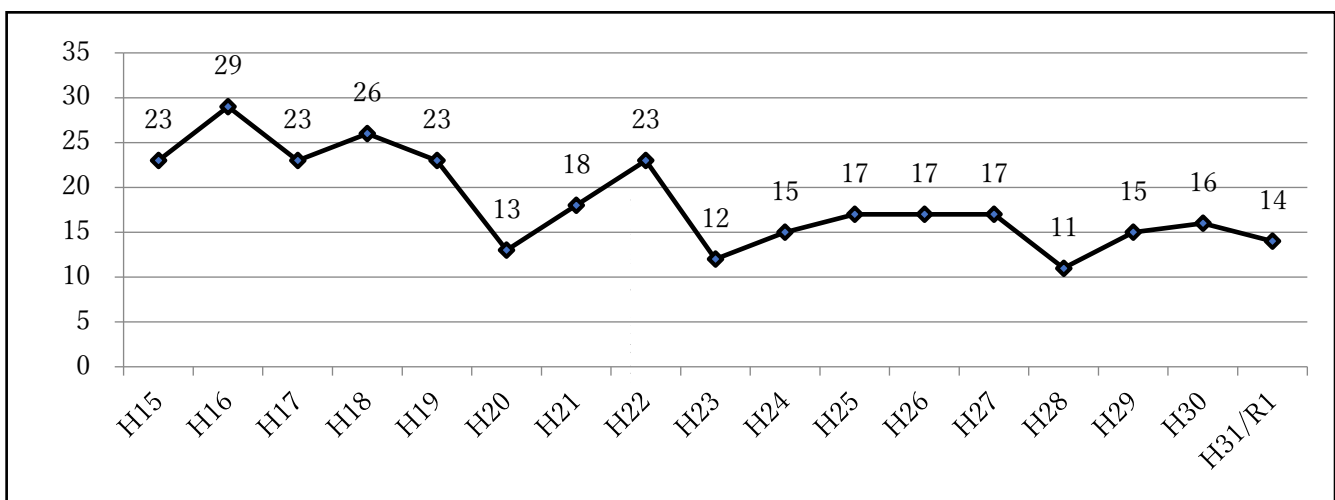
I. 事業用バス（第1当事者）の交通事故件数の発生状況

令和元年の交通事故の発生は1,269件であり、前年と比較して185件減少した。死亡事故件数については、前年より2件減少して14件となった。また、飲酒運転及よる事故件数については、平成24年から令和元年までゼロを維持している。

交通事故件数の推移



交通死亡事故の推移



出展：警察庁交通局 交通死亡事故の発生状況及び道路交通法取締状況等

II. 目標達成のために講じた措置

1. 運輸安全マネジメントの推進

機関紙、HP掲載等による周知を図り、運輸安全マネジメント講習会の受講促進に取り組んでいる。(令和元年度の地方バス協会の講習会開催実績48回(前年42回))

2. 運行管理の強化

(1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化

運行管理者が運転者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、地方バス協会に対し、国土交通省作成の「指導・監督マニュアル」の周知徹底を図っている。

また、経営トップから現場まで一丸となりそれぞれの持ち場において、法令遵守を再徹底することにより、更なる安全性の向上に努めている。

なお、運行管理者による運転者に対する実効ある指導・監督体制を確立するため、「会員総会」及び「全国事業者大会」において、「安全輸送決議」を決議している。

さらに、安全輸送委員会において、「過労運転防止と安心経営のためのICT活用マニュアル」の推進に向けて周知している。

(2) 映像型ドライブレコーダー等の活用

「安全輸送決議」において、ドライブレコーダー映像等、保有する情報を活用した運転者の運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等の指導に努めることを決議し、映像記録型ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用し、乗務員の質の向上を図ることとしている。

なお、「貸切バス事業者安全評価認定制度」の訪問審査時において、審査事項として次について確認している。

- ① 過去1年間(2018年4月1日～2019年3月31日)の指導監督指針に沿った内容の年間教育計画および教育記録
- ② ドライブレコーダー導入資料または導入計画書(未導入の場合は2019年11月30日まで)

3. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転の根絶

毎年、秋の全国交通安全運動に併せ「飲酒運転防止週間」を展開し、アルコール検知器の適正な使用等について、日本バス協会作成の「飲酒運転防止対策マニュアル」による対応をするよう地方バス協会に要請をしている。「安全輸送決議」において、運転者及び運行管理者の日常的飲酒についての指導を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めることを決議している。

なお、H24年から令和元年までゼロを維持している。

※A S K飲酒運転防止インストラクター養成講座の受講案内を協会内機関紙、及びメールマガジンに掲載し、会員の受講の促進を図っている。（令和元年度の第12期A S K飲酒運転防止プロジェクトに456名（前年430名）が受講）

（2）覚せい剤等使用運転の根絶

「安全輸送決議」において、覚せい剤、危険ドラッグに対しても細心の注意を払うことを決議している。覚せい剤使用運転はゼロ。

（3）運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止

「安全輸送決議」において、乗務中の携帯電話やスマートフォンの使用の禁止を継続的かつ反復的に指導することを決議している。

4. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

（1）国土交通省のメールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用

メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を積極的に活用し、事故の発生状況を把握し、メールマガジンに掲載することにより、同種事故の再発防止対策を図っている。また、平成30年日本バス協会作成の啓発資料「バス事故の防止対策について」を活用し、運転者に対する指導を行うよう周知をしている。

（2）車内事故防止対策

車内事故の防止を図るため、毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、乗客が着席してから発車する「ゆとり運転」による安全運転の周知徹底を地方バス協会に要請するとともに、「安全輸送決議」において、発進時の車内事故を防止するための「ゆとり運転」の徹底を決議している。

また、乗客のシートベルトの着用を促すため、「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲示を行うよう地方バス協会に要請している。

また、「安全輸送決議」において、客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用案内を徹底し、運転者の見回りによる着用案内を推進することを決議している。

さらにシートベルト着用を促すリーフレットを作成し、地方バス協会を通じてバス事業者に配布してバス利用者に周知している。

（3）交差点右左折時の事故防止対策

「安全輸送決議」において、交差点等における重大事故を防止するため、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止」し、歩行者、自転車、他車の動向に注意する習慣を確実に周知習得させるなどの安全教育を徹底することを決議している。

(4) 高齢者事故の防止対策

「車内事故防止キャンペーン」を展開し、バスが乗り入れている病院等、高齢のバス利用者が多い施設等にポスターの掲示依頼をするよう地方バス協会に要請している。

5. 運転者対策の充実

地方バス協会に対し、国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」、「S A S 対応マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患大血管疾患対策ガイドライン」の周知徹底を図っている。また、「安全輸送決議」において、健康診断の受診を徹底するとともに、運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進し、運転者の健康に起因する事故の防止に努めることをしている。

※平成30年度に無呼吸症候群について、38（前年39）地方バス協会が運輸事業振興助成交付金による事業を実施している。脳検診等については、22地方、バス協会が運輸事業振興助成交付金による事業を実施している。

※ドライバー異常時対応システム（EDSS）を搭載した路線バスに係る留意事項の乗客への周知として、バス車内貼付用、バス停留所掲示用及び事務所待合所等貼付用のポスターの3タイプを作成している。

※運転者の体調急変について

自動車運送事業者に、以下のことを点呼時に確認することを改めて徹底するとともに、安全運行をすることができないおそれがある状況での運転を行わせないことを周知している。

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を的確に実施するための体制を整備すること。
- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

（その他、新型コロナウイルス等感染症対策の周知として、咳エチケットの徹底をすること。）

6. 車両の点検整備の充実

地方バス協会に対し、国土交通省の「自動車点検整備推進運動」の重点点検項目の周知徹底を図っている。また、「安全輸送決議」において、バス車両の点検整備を確実に行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底することを決議している。

※会員事業者に対して、大型車の車輪脱落事故防止に向けて実施事項の周知徹底及びポスターにて注意喚起を行った。

7. 運転支援装置の導入

運転者の健康起因事故等のリスク軽減を図るため、運輸事業振興助成交付金事業により、衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム（EDSS）、車線逸脱警報装置等運転支援装置等の導入の促進を図っている。

※平成30年度に衝突被害軽減ブレーキについて、車間距離警報装置、横すべり防止警報装置、車線逸脱装置、居眠り警報装置に対し、地方バス協会が運輸事業振興助成交付金による助成事業を実施している。（衝突被害軽減ブレーキについては、日本バス協会も助成を実施をしている）

8. 貸切バス事業者の安全性に関する取組み

（1）貸切バス適正化機関との連携

地方バス協会は貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進している。

（2）貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及・拡大

貸切バス評価認定制度の認知度向上を図るため、出版物に評価認定制度についての広告掲載をしている。また、運輸安全マネジメントへの取組状況を評価している他、衝突被害軽減ブレーキ、ドライブレコーダー搭載車両事業者及び睡眠時無呼吸症候群、脳検診受診事業者に加点をしている。



ごあんない

非常ブレーキを搭載したバスが導入されます。
Buses equipped with emergency brakes are being introduced.

ドライバー異常時対応システム
Emergency Driving Stop System

① 運転者が急病等で運転できなくなった場合、
※普段から、椅子にしっかり腰かけ、てすり・つり革にしっかりおつかまりください。

② 非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。
※運転者自らが体調の異常等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

③ 警報が鳴りますので、緊急停止に備えてください。

④ 警報が鳴り始めてから約3秒後、緊急停止します。

緊急停止 おつかまりください
Hold Handrail

非常ブレーキスイッチはバス前方運転者席後ろ付近に設置されています。

バス前方
運転者席
出入口

おねがい

運転者の異常時以外の非常ブレーキスイッチの操作は、法令により禁止されています。
Except in cases when the driver cannot function normally, operating the emergency brake switch is a violation of the law.
運転者が急病等により運転の継続が困難な場合以外は、非常ブレーキスイッチを絶対に押さないでください。
Never push the switch unless the driver cannot continue operating the bus due to sudden illness or other reason.

国土交通省 公益社団法人日本バス協会

ご理解とご協力をお願いいたします。

お客様へ
**走行中は
シートベルトを
着用して下さい。**

法律(道路交通安全法)により、全ての座席でシートベルトの着用が義務付けられております。お客様ご自身のためにシートベルトの着用をお願いいたします。

All passengers are required to fasten the seat belt by the law.
Please follow the rule for your safety.

依法律規定・所有座位都必须使用安全带。为了您自身的安全・请务必系好安全带。
依法律規定, 所有的座位都必须使用安全带。为了您自身的安全, 请务必系好安全带。

법률에 따라 모든 좌석에 안전벨트 착용의 의무가 있습니다.
고객 여러분의 안전을 위해 안전벨트를 착용하시기 바랍니다.



日本バス協会

車内から持ち出さないで下さい。DO NOT REMOVE 请勿带走。갖고 가지 말아 주세요.

お客様へ
 **走行中はシートベルトを
着用してください。**

シートベルトを着用しないと・・・
**高速道路で約9倍
一般道路を含めると約14倍
命の危険性が高まります!!**

① **車内で全身を強打する可能性があります。**

事故の衝撃で、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることになります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に衝突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。

② **車外に放り出される可能性があります。**

衝突の勢いが激しい場合、車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれることがあります。

③ **前席の人が被害を受ける可能性があります。**

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人への衝撃により、前席の人が大けがをすることがあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることに繋がっています。

車内から持ち出さないで下さい。DO NOT REMOVE 请勿带走。갖고 가지 말아 주세요.

さらなる安全性を目指して

キャリアアップ

- 訪問審査による現地確認
- 有効期間は基本2年間の更新制

「一つ星」から「二つ星」へアップ
80点以上
月1回以上で安全評価
への取組を全年度

「二つ星」から「三つ星」へアップ
80点以上
高いレベルでの安全評価への取組を全年度に特長

更新制
更新初年度は、合計100点満点中60点以上で「一つ星」
更新1回目は60～79点で「二つ星」、80点以上で「三つ星」
更新2回目は更新1回目以降同様、継続して80点以上は「三つ星」

[illegible]